

知財アレルギーへの レクイエム♪

the requiem for people with an allergy to intellectual property



Lesson20：意匠とは？

中川 淨宗

1. はじめに♪

皆さんこんにちは。知的財産の
「永遠の^{ジョングルー}吟遊詩人 (!)」こと
弁理士の中川淨宗です。

これまでに、「特許法」の保護対象
である「発明」と、「実用新案法」の
保護対象である「考案」について、お
話しました。つまり、技術的なアイ
デアを保護する2つの法律の保護対象
について説明してきたわけです。

中川先生、今回は服や車といっ
た工業的なデザインを保護して
いる「意匠法」の保護対象について、
説明していただけるんですね。

私は、やっぱり服やアクセサリーの
デザインにはこだわりがあります。^{のり}法
雄さんは、いかがですか？

図1 意匠の要件

- ①「**物品**」と認められるものであること (**物品性**)
- ②「**物品自体の形態** (形状、模様、もしくは**色彩**、またはこれらの結合)」であること (**形態性**)
- ③「**視覚**に訴えるもの」であること (**視覚性**)
- ④「**視覚を通じて美感を起こさせるもの**」であること (**美感性**)

知明^{ちあき}さんと同様、私も実は家や
車のデザインには少しうるさい
んです。なにしろこの2つはローンが
たっぷりと残っていますからな。

さて、法雄さんのローンの残額
も気になるところですが、発明
や考案と同様に、「意匠」は意匠法2
条1項にその定義があります。

図1のように、意匠の定義は、4つ
の要件から構成されています。この4
つの要件を1つでも満たさないと、意
匠法上の「意匠」に該当しません。

2. 物品性♪

第1の要件は、「物品」と認め
られるものであること (**物品性**)
です。ここでいう物品とは、有体物で
あって、そのなかでも市場で流通する
動産のことをいいます。

確か、「有体物」とは、空間の
一部を占める有形的な存在のこ
とでしたね。ローンが残っている法雄
さんの車は、もちろん有体物です。

逆にいえば、無体物は、物品性を有
しないということですね。

ということは、「ローンが
……」ってもういいですね) ウ
チの車でいえば、バッテリーから供給
される電気、ヘッドライトから出る光、
エンジンが発する熱、エンジンを制御
するためのプログラムなどは、いずれ
も物品性を有しないわけですね。

そのとおりです。また、市場で
流通することが必要ですから、
「**定形性**」を備えなければなりません。
定形性とは、一定の期間、一定の形態
を維持できることをいいます。

私は家でよく料理をするのです
が、料理をする場面では、
しょうゆのような液体、都市ガスのよ
うな気体、粉砂糖や塩のような粉状物
や粒状物の集合は、どれも定形性がな
いので、物品性を有しませんね。

しかし知明さん、同じ砂糖でも、
角砂糖のように、集合したものが
固定した形態を備えていれば、定形
性はあるでしょうな。

食べ物といえば、しばらくしたら形
態が変わってしまう物でも、物品性は
認められるのでしょうか？

例えば、9月はまだ暑いので、アイスクリームは屋外ではすぐに溶けて形態が変わってしまいます。アイスに定形性はあるのでしょうか？

 定形性は、その物品を取引する際に、一定の形態を維持できれば十分認められます。

 確かに、スーパーでアイスを買うとき、当然その形態は定まっています。ドロドロに溶けたアイスを買うことはありません。つまり、アイスは定形性を有するわけですね。

 市場で流通するものというためには、さらに「取引性」を備えている必要もあります。

つまり、通常の取引状態において、それ単体で独立した製品として取引されるものでなければなりません。

取引性があるかどうかは、特に物品の一部について問題になります。

 例えば、衣服でいえば、スカートの裾は、スカートの一部ですが、裾だけを売買することは通常ありません。スカートの裾のように、スカー

トを裁断するなどして、その物品を破壊しないと分離できないものは、物品性を有しないわけですね。

 一方、衣服用のボタンは、衣服の一部ではありますが、衣服という完成品を構成する部品です。

私のメタボが進行して、ズボンのボタンがはじけ飛んでしまったら、別のボタンを付けますから、ボタンには互換性があります。当然、ボタンだけでも通常売り買いされています。つまり、ボタンは物品性を有しますな。

 最後に、「動産」について説明しましょう。動産とは、土地および土地の定着物である不動産を除いたもののことです（民86条）。

 そうすると、庭園や道路といった土地、家屋やビルといった建物のような不動産は、物品性を有しないわけですね。つまり、わが家のデザイン（大変豪勢ですが！）は、残念ながら意匠に当たらないのです。

 ですが、土地に定着するものでも、柵やプレハブ小屋などは、土地に定着していない状態で、ホームセンターなどで販売しています。こういったものは、動産でしょうか？

 確かに、柵などはそれを使用する際は不動産になります。

しかし、これらは工業的に量産できるものであって、それらを販売する際は動産です。ですから、柵などは動産に該当し、物品性を有するのです。

3. 形態性J

 第2の要件は、形状、模様、もしくは色彩またはこれらの結合であること（形態性）です。

物品を構成する要素には、他に光沢や質感なども考えられますが、これらは意匠を構成する要素として、条文には列挙されていません。

まず、「形状」とは、物品の外形のことをいい、立体的なものであるかどうかは問題になりません。

 ということは、車のような立体的なものはもちろんですが、色紙や布地といった平面的なものも、形状に含まれるということですな。

 次に、「模様」とは、形状の表面的な装飾のことです。ここで問題になるのが、文字や標識の取り扱いです。これらは、原則として、意匠を構成する要素になりますが、情報の伝達だけを目的とするものは、意匠を構成する要素にはなりません。

 例えば、アイスの包装容器の意匠について、図面に「着色料：食紅」といった文字が含まれていたとしましょう。でも、この文字はアイスの原材料が何かを伝えるものにすぎませんから、意匠を構成する要素にはならないということですね。

 また、「色彩」とは、物品に表れる単一の色のことです。2色以上になると、必然的に色分けが生じるので、それは模様該当します。

図2 物品性のまとめ

【物品】=有体物であって、市場で流通する動産のこと

- ・「有体物」でないもの
電気、光、熱などの無体物
- ・「定形性」のないもの
液体、気体、粉状物・粒状物
- ・「取引性」のないもの
その物品を破壊しなければ分離できない物品の一部
- ・「動産性」のないもの
不動産（土地とその定着物）

さて、形状・模様・色彩の3つの要素のうち、形状は特別の要素です。なぜ形状は特別なのだと思いますか？

 オッ、そうか！ 模様のない透明なガラスの壺^{つぼ}のように、模様や色彩のない物品は存在しますが、形状のない物品は存在しません。

つまり、形状は意匠に必須の構成要素であるのに対し、模様や色彩は任意の構成要素ということですね。

 そのとおりです。最後に、ちょっと難しくなりますが、形態は物品それ自体のもの、つまり、物品そのものが有する特徴や性質から生じる形態でなければなりません。

 アッ、こういうことですね！
例えば、花柄のハンカチは、ハンカチそれ自体の形態ですから、当然、形態性を備えています。

一方、レストランのテーブルに置かれている花の形を模して折り畳んだ状態のナプキンを考えてみてください。このような状態のナプキンは、ナプキンそれ自体の形態ではないから、形態性は認められないのですね。

図3 形態性のまとめ

【**形態**】=物品それ自体の**形状**、**模様**、もしくは**色彩**、またはこれらの結合のこと

- ・「**形状**」とは？
=物品の**外形**のこと
- ・「**模様**」とは？
=形状の**表面的な装飾**のこと
- ・「**色彩**」とは？
=物品に表れる**単一色**のこと

4. 視覚性♪

 第3の要件は、視覚に訴えるものであること（視覚性）です。
具体的には、意匠登録出願の対象になっているもの全体の形態が、肉眼で認識できることが必要です。

 そうすると、例えば、塩一粒の形態のように、肉眼で認識するのが難しい微細なものは、視覚性を有しないわけですね。

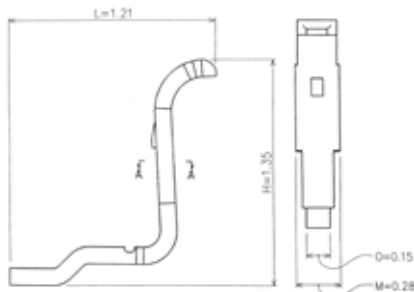
 原則としては、法雄さんのおっしゃるとおりです。

しかし、知的財産高等裁判所の平成18年3月31日の判決「コネクタ接続端子事件」は、その物品を取引する際に、ルーペを使って観察するなど、その物品の形態を拡大して観察することが通常である場合には、その物品の形態は、たとえ肉眼で認識できなくても、視覚性を有する旨を判示しています。

 例えば、宝石の形態は、もちろん微細なものですが、宝石を取引するときは、通常ルーペなどで拡大して観察します。だから、宝石の形態は、視覚性を有するわけですね。

図4 コネクタ接続端子事件

〔正面図〕 〔側面図〕



 ただ、裁判所は、図4に示すように、電気製品に用いられるプリント基板同士を電氣的につなぎ合わせるためのコネクタ接続端子については、その取引をする際に拡大して観察するものではないと判断しています。

そのため、最下部の横幅が0.15mmしかない本件のコネクタ接続端子は、視覚性を有しないとされています。

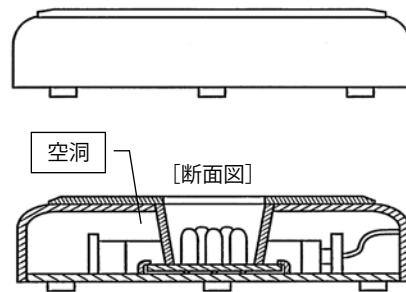
 ナルホド～。それに、物品の内部形態も、外部から観察するのは通常困難ですから、やはり視覚性を有しないでしょうな。

 法雄さんのおっしゃるとおり、知的財産高等裁判所の平成20年1月31日の判決「商品陳列台事件」も、その物品を分解しなければ観察できないような物品の内部形態は、視覚性を有しない旨を判示しています。

この事件では、図5に示すように、商品陳列台に関する意匠について、その内部が空洞になっている点は、商品陳列台を分解しなければ観察できない部分であるから、意匠を構成する要素にはならないと判断されています。

図5 商品陳列台事件

〔正面図〕



 でも、この判決を逆に捉えれば、物品の内部形態が視覚性を有する場合もあるわけですね。

つまり、法雄さんの車でいえば、エンジンの内部形態は、通常これを分解しないと観察できませんから、視覚性を有しません。一方、トランクの内部形態は、車を分解しなくても、蓋を開ければ簡単に観察できますから、視覚性を有すると考えられます。

5. 美感性♪

 最後の第4の要件は、視覚を通じて美感を起こさせるものであること（美感性）です。

美感性は、絵画や彫刻などの美術品のようなレベルの高い美しさを要求するものではなく、何らかの美しさを感じさせれば、十分認められます。

 ただ、先ほどの視覚性の要件がありますから、ここでいう美感性は、視覚を通じて起こるものに限定されることに注意が必要ですな。

つまり、音楽を聞いて美しさを感じることがあるように、美感は視覚以外の感覚を通じても起きますが、そのような美感は含まれないわけです。

図6 視覚性のまとめ

【視覚に訴えるもの】= 意匠登録出願されたものの全体の形態が肉眼で認識できること

- ・一般に視覚性を有しないもの
 - ① 微細な形態
 - ② 物品の内部形態

 ところで、法雄さんと私では感性が（全く！）違うように、美感が起きるかどうかは人によって違うと思います。誰にも美感を起こさせないものなんて、あるんですか？

 特許庁で意匠登録出願の審査を行う際の指針になる意匠審査基準は、美感性を有しないものの例として、「機能、作用効果を主目的としたもの」、そして「意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけのもの」を挙げています。

 前者の例としては、パラボラアンテナが挙げられますな。

パラボラアンテナは、電波の反射面に放物曲面を用いたお椀形になっています。この形状は、電波を一定の方向に集中させて送受信するという機能を発揮するための形状ですから、美感性を有しないわけですね。

 後者の例としては、複雑な電子回路が考えられますね。

たくさんの回路素子がいくつもの配線につながっている入り組んだ電子回路を見ていると、私は目が回ってきます。うーん、確かに誰にも美しさを感じさせなさそうですね。

図7 美感性のまとめ

【美感を起こさせるもの】= 何らかの美感を起こさせれば足りる

- ・一般に美感性を有しないもの
 - ① 機能、作用効果を主目的としたもの
 - ② 意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけのもの

6. おわりに♪

 先生、これまでのお話からすると、車でいえば1台の車全体に関する意匠が、意匠法上の意匠になると思います。でも、果たしてそういったものだけが意匠なのでしょう？

 1つの物品全体に関する意匠を「全体意匠」といいます。確かに、全体意匠が意匠の基本態様です。

しかし、車の前面部分といった物品の一部の意匠を保護する「部分意匠」、車のフロアマットといったセット物の意匠を保護する「組物の意匠」のように、特殊な意匠を保護する制度もあります。別の機会に説明しましょう。

 さて、今回のテーマは、商標法の保護対象ですね。

そうそう、少しでもローンを返せるように、今回のレッスンを踏まえて、私の顔と「法雄半端ないって！」と書いたTシャツを売ろうと思っているんです。いいデザインでしょう？

 アッ、それは美感性のない意匠の分かりやすい例になるので、いいデザインだと思いますよ♥

中川 浄宗 (Kiyomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長／弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開設。知的財産の実務に携わりながら、専修大学および東海大学の講師も務める。シューマンの「楽しき農夫」は、左手でメロディー、右手で伴奏を弾くので、習ったときに非常に苦戦したことを今でも覚えている。

〒231-0006 神奈川県横浜市中区南仲通3-35横浜エクセレントⅢ TEL045-651-0236
URL : <http://www.ipagent.jp/>
E-mail : customer@ipagent.jp